

# 大久保北部遊休地の利活用

## 環境調査を行いながら検討

**問** 生物多様性の宝庫である大久保北部の里山の利活用や工場緑地など、市全体の緑の在り方について市の見解を聞く。

**答** NEXCO西日本から、神戸西バイパス延伸事業の工事で発生する土砂の大久保北部遊休地への受け入れについて提案があったが、同社の土砂搬入スケジュールに市の環境調査等が間に合わないことから提案は取り下げられた。そ



利便性向上と環境保護の両立が重要

## 明石が誇る海岸 利用マナーの改善と 有効活用の両面に注力

**問** 本市における海岸利活用の取り組みと課題について聞く。

**答** 現在は新型コロナウイルス感染症の影響により見合わせているが、大蔵海岸西地区に整備した自然観察センターを適切な時期に開設する予定である。また、

一方、同事業に必要な側道や迂回路の整備は行われるため、遊休地への道路アクセスが向上する。これを踏まえて遊休地の利活用を検討していく。また、工場緑地の在



大蔵海岸に開設予定の自然観察ゾーン

り方は、検討会で議論し、市民意見も募集しているが、今後の検討会開催は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ調整する。本市の

### アスベスト被害

#### 相談窓口を開設

#### 条例制定も検討

**問** アスベストによる健康被害救済に向けた今後の取り組みを聞く。

**答** アスベストを吸入し、疾患を発症するまでの潜伏期間は20年から40年と言われている。本市には阪神・淡路大震災の後、がれき処理に携わった人も多く、今後、健康被害は増加すると思われる。既存のが、ごみの放置や騒音など利用マナーの改善と周知が課題である。今後は海岸の利活用の推進とともに、啓発活動など課題解決に向けた取り組みもバランスよく行っていく。

緑の在り方は、都市の利便性と自然環境の両立が重要だと考えている。量だけでなく質も考慮し、緑地や公園の整備に努めていきたい。

支援制度では、被害者の職種やアスベスト吸入の経緯などにより利用できる制度や補償内容が異なるため、支援が迅速に行き届かない。

そのため本市では、あかし保健所の保健師等による健康相談に加え、市民相談室に弁護士職員を中心とした新たな相談窓口を開設し、より相談しやすい体制を整える。また、潜伏期間が長く、自分ではアスベストの被害に気が付きにくいことから、医療機関と協力し、当該疾患に関する情報の提供や啓発に努めるとともに、必要とする人に必要な支援が行き届くよう、条例制定も検討していく。

## 知識と経験生かすため 市条例の特例で 職員10人が定年延長

**問** 本市職員の定年は条例で60歳と定められている。現在、10人の職員の定年を延長しているのはなぜか。

**答** 条例では、職務が高度の知識や技能または経験を必要とするもので、職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き職員を勤務させることができる」と規定している。職員の定年延長は、現在のコロナ禍において、市民の命と健康



段階的に定年を引き上げ予定

を守るだけでなく、本市独自のさまざまな施策の推進に当たり、その豊富な知識と経験を行政運営に生かすためである。

また、今年6月には国家公務員および地方公務員の定年を引き上げるための法案が成立し、定年が65歳まで段階的に引き上げられる。60歳を超える職員の活躍の推進は、民間企業も含めた時代の流れであり、組織運営と職員本人に有益であることから、国と同様に定年を引き上げていく。

### 永年在職表彰など受賞

5月26日の全国市議会議長会定期総会において、4人の議員が表彰を受けました。これは、長年にわたる市政発展への貢献が認められたものです。

#### 議員在職10年以上表彰

- 楠本 美紀 議員
- 榎本 和夫 議員
- 寺井 吉広 議員
- 宮坂 祐太 議員

また、5月3日に穂原成人議員が兵庫県自治功労者表彰を受けました。これは、長年にわたり地方自治の振興と発展に尽くした功績によるものです。

#### 議員の寄付行為等の禁止について

##### 議員の

※時候のあいさつ状

※中元や歳暮

※祭りや会合への寄付

などは公職選挙法で禁止されています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 旧優生保護法の被害者救済

### 国の支援策では不十分

#### 市独自の支援を検討

**問** 旧優生保護法の被害者への国による救済は不十分である。市独自の支援はできないか。

**答** 平成8年に改正されるまで56年間、約2万5千人の障害者は、優生保護法による強制的な不妊手術や中絶手術を受け、子どもを産み

育てる権利を奪われた。国は31年4月に、旧優生保護法の被害者に対して一時金の支給等に関する法律を制定したが、対象者は手術を受けた本人に限られている。また、被害者の多くは障害や高齢のため、申請に必要な書類

を用意できないなどの課題も指摘されている。本市は、30年6月に、あかし保健所や明石市社会福祉協議会、明石市障害当事者等団体連絡協議会(A・S・K)等に相談窓口を開設している。今後は、現行の犯罪被害者等の支援に関する条例を参考に、国の一時金支給を受けられない人への支援や条例制定など、被害者に寄り添う支援の在り方を検討していく。

## 議員ふもやま話

コロナの影響で人との交流が難しくなりました。日常生活にもさまざまな制約があり、マスクで物理的にも息苦しさを感じます。いつまでこんな生活が続くのかと気がめいりますが、大人でさえもこうなのに、子どもの心はどうなのかと案じます。

人は人と交流することで、心が磨かれ、成長していきます。自分ではない誰かの存在が心よりどころになることもあります。コロナ禍で学校の一時休校や行事の中止・縮小など、子どもの経験する機会が奪われるたびに、またそれを「仕方ない」と子どもが受け入れる姿を見るたびに胸が痛む思いでした。そして一番怖いのは「仕方ない」と思考停止してしまうことではないか、とも。

失われた子どもたちの機会をどう補うか。今後出てくる影響に対しての手立てを私たち大人は考え続けなければなりません。